



会 議 報 告

会 議 名	第 8 期東久留米市市民環境会議第 7 回全体会
日 時	令和 5 年 5 月 31 日(水)10 時 00 分～12 時 00 分
場 所	東久留米市役所 602 会議室
出席委員	菅谷座長、土屋副座長・水とみどり部会長、小山くらし部会長、駒田環境学習部会長、川田水とみどり副部会長、半澤くらし副部会長、石川委員、後藤委員、別処委員、沖内委員(遅刻出席) (10 名)
欠席委員	荒井環境学習副部会長、井原委員、曾我部委員、中野委員(4 名)
事 務 局	浅海環境政策課長、高柳計画調整係長、大木緑と公園係長、平井生活環境係長、後藤計画調整係主任
次 第	(1) 開会 ・ 出欠席数及び配布資料の確認 (2) 報告事項 ①事務局からの報告事項 ・ 第 27 回東久留米市環境フェスティバルについて ・ 第 9 期市民環境会議委員募集について ②各部会からの報告事項 (3) 議事 ①第 8 期活動報告書について (4) その他
配布資料	【資料 1】 第 6 回全体会会議報告 (案) 【資料 2】 第 9 期市民環境会議委員募集チラシ (案) 【資料 3】 活動報告書(水とみどり部会) 【資料 4】 活動報告書(環境学習部会) 【資料 5】 第 8 期東久留米市市民環境会議活動報告書 (案) 【資料 6】 市長への提言(環境学習部会案)
内 容	(1) 開会 ○出欠席数及び配布資料の確認 (省略) (2) 報告事項 ①事務局からの報告事項 ○第 27 回東久留米市環境フェスティバルについて ・ 6 月 1 日号広報で周知しており、10 日(土)は 10 時から 16 時。11 日(日)は 10 時から 15 時の開催時間となる。 ・ 9 日(金)の前日準備は、準備が必要な団体だけ 16 時に集合していただきたい。また、10 日(土)は 8 時からプラザが開くので、その時間から準備可能である。 ○第 9 期市民環境会議委員募集について資料 2 の説明 ・ 6 月 15 日号広報に委員募集の記事が掲載される。 ・ チラシも作成するので、環境フェスティバルで配布していただくことも考えられる。 ・ 資料 2 は案の段階であるが、大きな変更は時間的に難しいが、修正等の意見があればいただきたい。



- ・チラシは市民環境会議の予算のうち、事務局で持っている 15,000 円から支出する。
(委員からの質疑等)
- ・チラシは、環境フェスティバルではどこに置くのか？
⇒市民環境会議（全体）のブースでも、各部会のブースに置いても良いと思う。
- ・フェスティバル以外ではどこに置くのか？
⇒駅2階のラックや各地域センターなどに置くことを考えている。
- ・チラシの内容について、環境学習部会の紹介は、実態に合わせた内容に変えてほしいと思っているので、後程個別に相談させていただきたい。
⇒承知した。

②各部会からの報告事項

○水とみどり部会

- ・資料3の説明があった。
(委員からの質疑等)
- ・資料の最後に、「水みどり部会としての市長提言書について（案）」があるが、議事次第ではどこで審議するのか？環境学習部会では、資料6で市長への提言（環境学習部会案）として別建てとなっている。
- ・議事次第では「①第8期活動報告書について」とあるが、このあたりで、市長への提言についても審議していただくことでよろしいのか？
⇒議事次第の（3）①以降で審議する。

○くらし部会

- ・個別に報告資料は作成していないが、資料5の活動報告書の中にくらし部会の活動内容が記載されているので、そちらをご覧ください。
- ・柳泉園見学を6月2日に予定しており、見学の際には「市民環境会議」の腕章を着けることとするので、お持ちでない委員には、事務局からお渡しする。
- ・見学当日は、駅西口エレベーターに8時55分に集合し、バスで向かう。雨天決行。

○環境学習部会

- ・資料4の説明があった。
→特段の意見は無し。

○第6回全体会会議報告（案）の確認

- ・冒頭で資料1の第6回全体会会議録（案）の確認漏れがあったので、ここで確認する。
(委員からの質疑等)
- ・この会議録は、市ホームページに載るのか？
⇒掲載される。
- ・会議録（案）は、記憶が残っているうちに早めに作成していただきたい。
⇒遅れて申し訳ない。
- ・（確認ののち）加除修正等はないので、これで会議報告を確定させる。

(3) 議事

①第8期活動報告書について【資料5】



○菅谷座長活動報告書（案）の扱いについて

- ・資料番号が振られていない菅谷座長活動報告書（案）は、どのような扱いになるのか？
⇒資料5の中に入るものであるため、資料番号はふらない。

○ページ構成について、座長と副座長から説明があった。

- ・目次「Ⅰ はじめに」に座長作成の「全体」の報告が載り、その後、各部会の活動報告、まとめ、第9期への引継ぎ事項、資料と続く。

○水とみどり部会長から

- ・部会の報告書(案)について説明があった。

○くらし部会長から

- ・部会の報告書(案)について説明があった。

○環境学習部会長から

- ・部会の報告書(案)について説明があった。
- ・部会内で十分審議したものではない。

○全体の構成についての意見等

- ・活動報告の要点をまとめたものになる。
- ・基本的にこの活動報告はどのようなものであるかの位置づけが必要であると思う。経緯や成果を盛り込むものにするのかどうか、盛り込まないのであれば、その方針のもとに見直す必要があると思う。
- ・くらし部会は別表2-2「資源リサイクルチームによる要望書」と別表5「市民環境会議の腕章イラスト」を削除する。

○菅谷座長活動報告書（案）について座長から説明があった。

- ・「Ⅰ はじめに」では、主に市民環境会議の役割について述べている。
- ・「Ⅴ まとめ」では、サブ委員として他部会への参加により、情報共有が図られたことや、各部会の主な活動について述べている。
- ・「Ⅵ 第9期への引継ぎ事項」では、継続と新たな活動提案が実現できるようにすることや環境基本計画に掲げる推進体制の連携強化など実効性のある活動につなげることへの期待について述べている。

○活動報告書の構成案と説明を踏まえて、今後の進め方についての意見交換

- ・今回の資料が初見であるから、7月の末頃に開かれる最後の全体会の前に、意見を踏まえた見直しを行い、見直した案を7月末の全体会の2、3週間前にまとめ上げ、最後の全体会で決定という流れになると思うので、そこまでの段取りを決めていただきたい。
- ・1～2回程度、各部会の部会長、副部会長を交えて、編集作業をしたいと考えている。
- ・メール審議で意見交換して取りまとめたら良いのではないかなと思う。
- ・先に次回の全体会を決めてはどうか？
⇒7月28日(金)10時から704A会議室で開催する。
- ・意見交換は6月30日(金)までとする。
- ・報告書の内容について、基本的に「引継ぎ事項」という言葉は使わないということではなかったか？次期委員に押し付ける形になるので、「次期への提案」、「お願い」という表現にするのが良いだろう。



⇒了解された。

- ・本日配布された資料は、可能であれば Word データでいただきたい。

⇒承知した。

- ・意見集約や修正のための書式は Excel で事務局から送らせていただこうと考えている。

⇒いただいた意見の修正は、事務局ではなく各部会のところは部会で、全体に関わる場所は座長でするのではないのか？

⇒そのようにする。

- ・行数と横の文字数は決まっていないか？

⇒決まっていない、最後に報告書案としてまとめるときに、整える。

- ・6月30日までいただいた意見を基に、ある程度まとまったら、7月初旬位に座長と副座長が環境政策課へ行く。

- ・市長への提言について、くらし部会は他部会のように別建てで文書で出さないのか？

⇒くらし部会も市長への提言を活動報告から別建てで出す。

②市長への提言について

- ・市長への提言については、座長から1つと各部会から3つの計4つが出てくる。

- ・水とみどり部会

資料3のうちの「水とみどり部会としての市長提言書について(案)」で説明があった。「湧水清流保全都市宣言をした街としての環境資源の最大活用」と「緑の基本計画・生物多様性戦略に伴う緑地保全や緑化の推進」の2項目。

- ・くらし部会

部会としての市長への提言は挙げていないが、『全市民を対象とした「市内清掃日」を年2回程度設定すること』、「市内の小学校・中学校を対象とした社会奉仕活動として取り組む体制の実現を期待する」この2点が市長への提言となる。

- ・環境学習部会

資料6で説明があった。「市の環境広報の・対外発信の充実」と「市民参加・市民協働の一層の促進」の2項目。

- ・菅谷座長からの提言

座長報告書(案)の最後に記してある。「市長との懇談会の開催」。

⇒活動報告書と同様のプロセスで取り纏める。

③その他意見交換～提示

○第9期市民環境会議委員募集に関して

- ・1期で終わるのではなく、2期など一定の継続が期待されるということを含めたいと思っているので、募集要項に「再任を妨げない」などの文言は入れてはどうかと思う。

- ・チラシの募集要項の応募条件で、①は良いとして、②基本的なパソコン操作が可能な方③毎月1回程度の会議に出席できる方というのが縛りとなっている。継続性を求めるのであれば、条件から外した方が良いのではないのか？

⇒条件の②③を取って、新たに「②環境に興味がある方」という条件に変更する。

- ・「再任を妨げない」という文言を入れることにより、逆に縛りになるのではないのか？



⇒事務局としては、継続してほしいというメッセージになるとは思えず、そのメッセージが足かせになってしまうということも考えれば、今のままの方が良いと考える。

- ・新任委員にとって、いつでも抜けられるというのが、心穏やかに参加できると思う。

○座長の役割について

- ・よくわからないところもある。設置要綱には、「座長は市民環境会議を代表し、会務を総理する」と、難しいことが書いてある。要綱を改正しないまでも、運営要領で具体的にわかりやすく記載したほうが良いと思う。

以上